

【地方独立行政法人 秋田県立療育機構】採用情報

看護師随時募集案内

1 募集人数	2名
2 応募資格	<p>○昭和60年4月2日以降に生まれた方であって、看護師の免許を有する方、又は令和2年度中に実施される看護師の国家試験で看護師の免許を取得する見込みの方が受験できます。(職務経験不問・外国籍の方も受験できます。)</p> <p>●次のいずれかに該当する方は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none">・成年被後見人及び被保佐人(準禁治産者を含む)・禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方・秋田県職員又は地方独立行政法人秋田県立療育機構職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方・外国籍の方のうち、就職が制限される在留資格の方(採用予定日までに、就職できる在留資格に変更見込みの方を除く) <p>以上の事項を考慮の上、受験申し込みをしてください。</p>
3 職務内容	秋田県立医療療育センターに勤務して、専門的技術業務(看護業務)に従事します。
4 身分	任期を付さない職員(正職員)※秋田県立療育機構の正職員として採用されます。
5 応募書類	(1) 受験申込書(所定様式) (2) 自己紹介書(所定様式) (3) 資格取得等証明書類 <ul style="list-style-type: none">・免許を有する者は免許証の写し・最終卒業学校の卒業証明書又は卒業見込証明書・最終学校卒業見込み場合は成績証明書
6 連絡先	〒010-1409 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号 地方独立行政法人秋田県立療育機構 経営統括本部 総務企画課 TEL018-826-2401
7 応募書類受付	土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで随時受け付けております。ただし、採用人員に達した時点で終了となりますので事前に電話等で確認ください。

8 採用月日	採用は、令和3年4月1日の予定ですが、免許取得者、有資格者については、それ以前に採用する場合があります。 また、免許・資格取得見込みの方で、令和2年度中に実施される国家試験で当該免許及び当該資格を取得出来なかった場合は、採用されません。
9 試験等の種目	(1) 書類選考 (2) 適性検査 (3) 小論文 (4) 口述試験
10 試験会場・試験日	書類選考後、電話又は文書で通知します。
11 試験結果通知	試験実施後、7日を目安に文書で通知します。
12 勤務場所	秋田県立医療療育センター

待遇・福利厚生

1 給与等	(1) 初任給（令和2年4月1日現在）は原則として次のとおりですが、当機構の職員給与規程に基づき、経歴その他を勘案のうえ決定されます。 <table border="0"> <thead> <tr> <th>職務の級及び号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2級11号（大学4卒）</td> <td>212,334円</td> </tr> <tr> <td>2級5号（短大3卒）</td> <td>200,151円</td> </tr> <tr> <td>2級1号（短大2卒）</td> <td>191,795円</td> </tr> </tbody> </table> このほか、調整額、諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等）がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。 (2) 昇給 原則年1回 (3) 賞与 年2回（支給時期：6月、12月） (4) 加入保険等 地方職員共済組合、雇用保険、地方公務員災害補償法適用、退職金制度	職務の級及び号給	給料月額	2級11号（大学4卒）	212,334円	2級5号（短大3卒）	200,151円	2級1号（短大2卒）	191,795円
職務の級及び号給	給料月額								
2級11号（大学4卒）	212,334円								
2級5号（短大3卒）	200,151円								
2級1号（短大2卒）	191,795円								
2 勤務形態	原則として、夜勤を含む交替制勤務 日勤：午前8時30分から午後5時15分まで 準夜勤：午後4時30分から午前1時15分まで 深夜勤：午前0時30分から午前9時15分まで								
3 選考結果	書類選考及び面接選考後、書面にて通知								
4 休暇	年間20日の年次休暇（ただし、採用年は採用月により日数が減ぜられます。） や病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・介護休暇・夏季秋季休暇などの特別休暇、育児・介護休業があります。								